

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名	文部科学省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input checked="" type="checkbox"/> その他（徴収規定）		
要望項目名	出産費及び家族出産費の支給額の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 医療保険給付の1つである「出産費及び家族出産費」の支給額の見直しに伴う非課税措置等の拡充 ・ 特例措置の内容 出産費及び家族出産費に対する所得税等について、私立学校教職員共済制度の加入者である私立学校教職員等の生活の保障または生活の安定を図るため、令和4年度に出産費及び家族出産費の支給額を見直す場合において、令和5年度以降の出産費及び家族出産費について、引き続き、公租公課の禁止及び差し押さえ等の禁止の措置を講じる。		
関係条文	私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）（抄） （非課税） 第五条 この法律に基づく給付として支給を受ける金品のうち、退職年金及び職務遺族年金並びに休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）（抄） （給付を受ける権利の保護） 第四十八条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。 ※私立学校教職員共済法第25条において準用		
減収見込額	[初年度] — ( — )      [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — ( — )      (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 私立学校教職員共済制度における加入者である私立学校教職員等の生活の保障または生活の安定を図ることができる。 (2) 施策の必要性 出産費及び家族出産費を含めた保険給付は、加入者である私立学校教職員等の生活の保障または生活の安定を図るために支給されるものであるため、私立学校教職員共済法第5条等に基づき非課税等（注）となっている。 （注）健康保険制度と同様 これまでと同様、引き続き、加入者である私立学校教職員等の生活の保障または生活の安定を図るため、増額部分についても所要の措置を講じる必要がある。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 私学の振興 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 ＜教育振興基本計画＞ 5. 教育政策推進のための基盤を整備する 目標（18）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備
	政策の達成目標	課税措置等の拡充することにより、安定的で効率的な私立学校教職員共済制度の構築及び管理を図り、加入者である私立学校教職員等の生活の保障または生活の安定を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	私立学校教職員共済制度に基づき、加入者である私立学校教職員等の生活の保障または生活の安定を図ることができる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	実績なし。